



八幡東警察署からのお知らせ



悪質商法にご注意を！



「悪質商法」って何？

うそやゴマカシなどを言い、高額な商品を売りつけたり、もうけ話でお金をだまし取ったりする手口（商売）のこと。

【身近で発生している事例】

※のワードに要注意！

- 訪問業者が、必要のない物を高額で売りつけます
※ 浄水器、布団、健康食品、新聞 など
- 家の点検を装って、高額な代金を要求します
※ すぐに住宅の修理（床下、瓦など）が必要です
※ 火災保険を申請してあげます
- 「絶対もうかる」などと、うその投資話をして出資金をだまし取ります
※ 「株」、「ファンド」、「土地」 等



悪質商法の被害に遭わないために

- ☆ 必要のない商品の購入やもうけ話には、毅然とした態度ではっきりと断る。
- ☆ 万一、被害にあった場合に、自分一人で悩まずご家族や周囲の方に相談する。
- ☆ 消費生活センターの相談担当窓口や八幡東警察署などに相談しましょう！！



